

秋田市北部市民サービスセンター庁舎内広告募集要項

秋田市北部市民サービスセンターでは、市の資産を広告媒体として活用する広告事業の一環により、次のとおり庁舎内に掲出する広告を募集いたします。これによる広告料収入は、市の新たな財源として市民サービス向上のため活用します。また、地域の事業者等の広告を掲出することにより、地域経済の活性化を図ります。

1 施設の概要

- (1) 名 称 秋田市北部市民サービスセンター（キタスカ）
- (2) 所 在 地 秋田市土崎港西五丁目3番1号
- (3) 開庁時間 貸 出 施 設 午前9時～午後9時
(年末年始12月29日～1月3日および施設点検日は閉庁)
市 民 窓 口 午前8時30分～午後5時15分
(土曜日・日曜日・祝日・年末年始は閉庁)
- (4) 来庁者数 約600人／1日（平均）

2 募集の内容等

- (1) 広告掲出場所（広告枠）
 - 庁舎1階エレベータ横壁面 1枠（縦801mm×横554mm以内）
 - 庁舎1階体育館入口前壁面 1枠（縦801mm×横554mm以内）
 - 庁舎1階地域文化ホール前柱 2枠（縦801mm×横554mm以内）
- (2) 広告掲出期間 毎年4月1日からその翌年の3月31日まで
(上記のうち任意の期間で申込可能)
- (3) 広 告 料 掲出場所を問わず、1枠あたり月額 3,500円
(消費税を含む)

3 広告に関する制限

- (1) 秋田市広告掲載基準第5条に定める営業、施設および事業者の広告は掲出できません。詳しくは、秋田市広告掲載基準をご確認ください。
- (2) 広告の内容は、秋田市広告掲載要綱、秋田市広告掲載基準、秋田市北部市民サービスセンター庁舎内広告掲出要領に基づくものとし、当該施設の円滑な運営に支障をきたすことのないよう配慮するものとします。

4 広告に関する審査および掲出決定について

- (1) 申込内容および広告原稿を審査のうえ、先着順で掲出を決定します。
- (2) 掲出の決定に際して、広告内容の一部修正を条件とする場合や、掲出期間が希望する期間の一部のみとなる場合があります。
- (3) 掲出決定後、行政財産使用許可申請書の提出をいただき、秋田市行政財産使用料条例による使用料と掲出期間分の広告料を併せて納付していただきます。

【参考】 1枠あたり30日の行政財産使用料 965円（消費税を含む）

5 注意事項

- (1) 広告原稿の作成は、申込者の責任と費用負担で行ってください。
- (2) 申込みは1枠単位でできます。複数枠の申込みもできます。
- (3) 受付期間は、随時、掲出枠がなくなるまでです。
- (4) 広告枠に掲出する広告原稿の掲出および撤去は広告主が行ってください。
- (5) 秋田市広告掲載要綱等に照らして、広告原稿の修正をお願いすることがあります。修正に応じていただけない場合は、掲出することができません。
- (6) 広告掲出後であっても、広告内容等が秋田市広告掲載要綱等に抵触することが明らかになった場合は、広告の修正、掲出の停止、又は掲出を取り消すことがあります。
- (7) 掲出期間中、広告物の内容等は変更することができます。その場合、あらかじめ届出をいただき、内容を審査します。
- (8) 広告に関連して、第三者との間に紛争が生じた場合は、広告主等の責任および負担において解決していただきます。

6 申込み先および問い合わせ先

秋田市北部市民サービスセンター 総務担当
電話 018-845-2261

〔広告板の規格について（掲出場所4枠全て）〕

A1判フレーム式パネル縦ポスター広告

有効画面サイズ 縦801mm×横554mm

外形サイズ 縦891mm×横644mm